様式第９号の２（第 10 条の３関係）

（表面）

第　　号　　年　月　日交付

農薬取締法の規定により
立入検査等をする職員の
証明書

独立行政法人農林水産消費
安全技術センター理事長　　印

写

真

職名　　氏名

生年月日　　年　月　日

（裏面）

農薬取締法抜すい

（報告及び検査）

第 13 条　農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第２条第１項、第３条第１項、第６条の２第３項、第６条の３第１項、第６条の４第１項、第７条、第９条第１項及び第２項、第９条の２、第 10 条の２、第 10 条の４、第 11 条、第 12 条第３項、第 12 条の２第１項並びに第 14 条第１項及び第２項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

２～４　（略）

（センターによる検査）

第 13 条の２　農林水産大臣は、前条第１項の場合において必要があると認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、

販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

２　農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

３　（略）

４　第１項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、同項の規定により集取又は立入検査をするセンターの職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

（国内管理人に係る報告及び検査）

第 15 条の３　農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

２　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センターに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

３　第 13 条第４項の規定は第１項の規定による立入検査について、第 13 条の２第２項から第４項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

第 18 条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第 13 条第１項若しくは第３項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項若しくは第３項若しくは第 13 条の２第１項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三　第 15 条の３第１項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考

大きさは、縦 11 センチメートル、横 15 センチメートルとする。